

**Q : 8 「写真」は“イメージ”と表示すればいいか**

「立山・黒部アルペンルートフリープラン」という宿泊と交通機関をセットしたツアーの募集広告に3枚の写真に掲載する予定です。

これらの写真は、いずれも当該ツアーで利用する交通機関の最寄り駅から徒歩によって観光が可能な場所からの景色を撮影したものです。

このような場合、当該写真に“キャプション”として「イメージ」と表示すれば問題ないですか。

**A :**

募集広告や説明書面においてツアーの内容を紹介する手段として写真やイラストを掲載する場合、その旅行広告に掲載されたツアーの日程に含まれるものに限りませんが、当該ツアーの「自由行動中」や「オプションツアーの参加中」に観賞、体験することができるものも使用することができます。それらの写真には適切な「説明（キャプション）」を付けなくてはなりません。特に、写真やイラストに示されている風景を体験・観賞できる時期（季節）、時間が限定されている場合は、その時期（季節）や撮影時期等を明瞭に付記し消費者が誤認しないようにしてください。

また、ツアーの内容ではないけれど目的地のイメージや雰囲気を表現するために写真やイラストを掲載する場合があります。この場合は、「説明（キャプション）」を単に「イメージ」とするのではなく、ツアーの内容等と直接関係ないものであることがわかるよう、「〇〇のイメージ」と表示してください。

**【規約第7条（1）関係、運用基準4（1）ア、イ、ウ】**